明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（外務三三四）　一

告示

○外務省告示第三百三十四号

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十七日

外務大臣　岸田　文雄

別表の1．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

1．削除